

平成27年11月2日

答申第622号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、『経営計画等・意見募集』のNHK関係者に対する応募制限の考え方、実施状況（NHK関係者とは、NHK及びNHK関連団体の役職員、社員、団体）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、経営計画の策定にあたっては、視聴者からの意見募集とは別にNHKや関連団体の職員からも意見・提案を募集していることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第636号諮問、審議、答申